

広島県外来医療計画に基づく届出について

令和 5 年 1 月

地域で不足する外来医療機能を担うことに係る申出書の提出状況について

【対象】広島圏域(外来医師多数区域)において、新たに開業する医療機関(法人化や開設者変更等を含む)

【提出のあった期間】令和3年11月1日～令和4年10月31日

【合意する】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	区分	開設年月日	担う外来医療機能
1	診療所さわさき	安芸高田市吉田町吉田 695番地1	新規開設	令和4年4月1日	■当番医の勤務(休日, 国民の祝日)により初期救急を行います。 ■学校医: 小・中学校の学校医を行います。
2	きらきらこどもクリニック	安芸郡海田町窪町1-2 3JR海田市駅NKビル2 階T-5号	新規開設	令和4年4月1日	病児保育室を併設しています。 その他予防接種, 健康診断も担います。
3	かいたいちウィメンズクリニック	安芸郡海田町窪町1-2 3	新規開設	令和4年4月21日	安芸地区医師会と連携して初期救急の業務を行う。
4	おかざき脳神経クリニック	安芸郡府中町桃山一丁 目4-18	新規開設	令和4年10月1日	安芸地区医師会と連携して初期救急の業務を行う。

【合意しない】

1件

※申出書が未提出の件数: 59件

(根拠) 広島県外来医療計画

(参考)

○外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域の不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指す。

○新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求め、提出された申出書について、各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

医療機器の共同利用計画書の提出状況について

【対象】対象の医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を購入する医療機関

【設置期間】令和3年11月1日～令和4年10月31日

【合意する】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	種別	設置年月日	共同利用の方法	相手方 医療機関数
1	アルパーク検診クリニック	広島市西区草津新町二丁目26-1アルパーク東棟2F	MRI マンモグラフィ	令和4年3月20日	・連携先の病院又は診療所による機器使用	検討中

【合意しない】

1件

(根拠)広島県外来医療計画

(参考)

○医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため, 医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

○保健所に許可申請書を提出する際に, 共同利用を担うことについての合意の有無や合意内容に関する共同利用計画書の提出を求め, 提出された共同利用計画書について, 各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。